



(公印省略)

15 久保健第 24 号

平成 15 年 4 月 16 日

小郡三井医師会長 殿

福岡県久留米保健福祉環境事務所長事務代理
久留米保健福祉環境事務所副所長
(健康対策課感染症係)

予防接種センター機能を有する医療機関の指定及び
福岡県予防接種センター機能推進事業実施要綱の制定について

保健行政の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜りお礼申し上げます。

下記の医療機関を予防接種センター機能を有する医療機関に指定するとともに、別紙のとおり福岡県予防接種センター機能推進事業実施要綱が制定されましたので、お知らせいたします。なお、管内各市町にも同様に情報提供をおこなっておりますので申し添えます。

記

1 予防接種センター機能を有する医療機関

- ・国立療養所南福岡病院
- ・九州大学医学部附属病院
- ・福岡市立こども病院・感染症センター
- ・産業医科大学病院
- ・飯塚病院
- ・久留米大学病院

2 指定年月日

平成 15 年 3 月 31 日

福岡県予防接種センター機能推進事業実施要綱

第1 目的

国が定める「予防接種センター機能推進事業実施要綱」に基づく予防接種センター機能を有する医療機関を指定し、予防接種法第3条に基づき市町村が実施する一類疾病に対する予防接種及び結核予防法第13条に基づき市町村が実施する予防接種において、予防接種要注意者（心臓血管系疾患等の基礎疾患を有する者、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことのある者等）が安心して予防接種が受けられる体制の整備による市町村への支援を行い、予防接種率の向上を図るとともに健康被害の発生の防止に万全を期そうとするものである。また、予防接種に関する知識や情報を提供するとともに、予防接種の事前・事後の医療相談事業を行い予防接種に対する県民の安心感の醸成に資そうとするものである。

第2 福岡県予防接種センター

国が定める「予防接種センター機能推進事業実施要綱」に基づく、福岡県知事が指定する予防接種センター機能を有する医療機関（以下「福岡県予防接種センター」という。）は次の各号に掲げる医療機関とする。

- (1) 国立療養所南福岡病院
- (2) 九州大学医学部附属病院
- (3) 福岡市立こども病院・感染症センター
- (4) 産業医科大学病院
- (5) 飯塚病院
- (6) 久留米大学病院

第3 事業内容

福岡県予防接種センターは次に掲げる事業を実施する。

1 予防接種の実施

慎重に予防接種を実施する必要がある予防接種要注意者等に対する予防接種を市町村からの委託により実施する。また、接種にあたっては事前・事後における医療相談を行う。

なお、健康被害が発生した場合には迅速かつ的確な対応を図る。

2 予防接種に関する知識や情報の提供

副反応を含む予防接種に関する知識や情報等の提供（研修を含む）を行う。

3 医療相談事業

地域における予防接種に対する支援機関として、地域の医療機関等からの相談等に応じる。

第4 その他

この要綱に定めるものを除くほか、福岡県予防接種センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年3月31日から施行する。